# 大分県豊後国地域の明治期地籍図 壬申地券地引絵図・地租改正地引絵図を中心に

Research Notes

#### 岡村一幸

台帳付属地図までの絵図・地図類を指す。こでいう「地籍図」とは、壬申地券地引絵図・地租改正地引絵図・土地こでいう「地籍図」とは、壬申地券地引絵図・地租改正地引絵図・土地本稿では、残存する大分県豊後国関係の地籍図について報告する。こ

### ●地籍図の残存状況

#### (残存状況)

きなかった。
まず壬申地券地引絵図については、県下では臼杵市を除いては確認でまず壬申地券地引絵図については、県下では臼杵市を除いては確認で詳細は目録に譲るとして、概況を述べたい。

市方、地租改正地引絵図については、少なからず所蔵が明らかになって方、地租改正地引絵図については、少なからず所蔵が明らかになった。しかし、これも所蔵者側に地租改正地引絵図であるとの認識で保存に対する間取りでは、同館所蔵の地租改正地引絵図であるとの認識で保存に対する間取りでは、同館所蔵の地租改正地引絵図であるとの認識で保存に対する間取りでは、同館所蔵の地租改正地引絵図であるとの認識で保存に対する間取りでは、一方、地租改正地引絵図については、少なからず所蔵が明らかになっ一方、地租改正地引絵図については、少なからず所蔵が明らかになっ

この状況から考えると、壬申地券地引絵図・地租改正地引絵図は、

貴

大いに想像される。のみならず、場合によっては売却や廃棄等の処分が為されていることが重な地域の歴史資料であるとの認識をされないまま「死蔵」されている

## ②大分県における明治初期地籍図作成経過

でに、大分県の明治期地籍図作成の流れを、これまでの研究と、当該別の基本史料である『県治概略』から確認しておきたい。とはいえ、県期の基本史料である『県治概略』から確認しておきたい。とはいえ、県期の基本史料である『県治概略』から確認しておきたい。とはいえ、県期の基本史料である『県治概略』から確認しておきたい。とはいえ、県

経過についての史料は、この件の他にないため、詳細は不明である。因一治概略』に記されている。しかし、壬申地券整備とそれに伴う絵図作成のため、「地券掛」を設置し、この官員を大蔵省に派遣したことが『縣のため、「地券掛」を設置し、この官員を大蔵省に派遣したことが『縣明治政府成立後の明治五年七月四日、全ての土地所有権を公証するた明治政府成立後の明治五年七月四日、全ての土地所有権を公証するた

租改正事業へ引き継がれるものの、 事業は抵抗が強かった上に、(3) 備にかかる負担は 命じられたうえで実行が命令されたものであり、 みに、この事業は、四年八月に壬申戸籍編制、 しているのだろうか。いずれにせよこの事業は、早くも六年七月には地 ねない事件が連続する。このことが壬申地券関係の史料の少なさに影響 大野・直入郡で「県下四郡一揆」 日 疑問点が多かったといわれる。 に地券交付を完了した。(5) 「民費」によることとされた。そもそも壬申地券発行 県令森下景端すら国に質問状を提出したほ が勃発し、地籍事務に影響を及ぼしか 且つ、五年一二月には大分・海部 大分県内においては、 五年三月に大区小区 且つ、こうした制度整 六年一一 月一 制が

(で) での次に地租改正が行われ、それに伴う地引絵図が作成された。国で といたが、大分県では同七年四月に「地租改正ニ付人民心得書」が布達 されたが、大分県では同七年四月に「地租改正ニ付人民心得書」が布達 での次に地租改正が行われ、それに伴う地引絵図が作成された。国で

入が地租改正事務に何らかの影響を与えたことは想像に難くない。様式をとりながら、一九年前後の年紀を持つものもあり、大分県への編絵図は一五年の年紀を持つものが多く、場合によっては地租改正絵図のしかし、今回の調査対象となった大分県立図書館所蔵の両郡の地租改正正作業は一一年一〇月までかかったと、「地租改正紀要」に書かれている。因みに、明治九年四月に大分県に編入された下毛・宇佐両郡の地租改

が、付属地図は、明治二〇年代初期に郡役所・県庁に土地台帳と付属地(www.)、付属地図との関係について言及している研究もきわめて少ないりでは関連史料を見つけられない。また、県下での地押調査更正地図とが展開していくが、大分県内全般のこれらの状況については、管見の限が展開していくが、大分県内全般のこれらの状況については、管見の限が展開していくが、大分県内全般のこれらの状況については、管見の限が展開していくが、大分県内全般のこれらの状況については、管見の限

因すること大であると推定され、今後新出史料の発見が待たれる。料は、これも管見の限り皆無である。これは特に郡役所の史料散逸に起いう道をたどる。ただ、明治二○年代の付属地図の作成経緯等を示す史図が備置され、それらが税務署、そして登記所へと引き継がれていくと図が備置され、それらが税務署、そして登記所へと引き継がれていくと

## 『県治概略』に見る各種地籍図作成

8

#### (壬申地券関係)

照合、 既述の いるので、 このことについては、 大分県では困難であるため、残存しているものから推定せざるを得ない 村単位の地引絵図が作成されたというのが全国的傾向のようである。 (ユ) いだろう。 キ」旨が定められた (第二三条)。このときの大分県下に関する史料は が定められた。その中で「現地ノ景況ニ随ヒ、 壬申地券発行については、 史料からどのような絵図類が作成されていたかを把握することは 面積減少地の竿入れの三段階が基本的手続きであるが、この中で 『県治概略』に記されているものを除いて、 参照しつつ後述することとしたい(2) 他県の状況をみると、所有者の申告、 既に三河・川名論文で臼杵市の事例が紹介されて 国においては明治五年二月に地券渡方規則 地引絵図ヲ製シ進達スへ 近世の検地帳面類との ほぼ皆無といってよ

#### (地租改正関係)

中で「官員派出実地相改」の前に「村役人立会銘々持地ニ畝杭ヲ建置隣である。作成すべき図面に関する指示は、その第七条に見える。同条の地租改正に関する『県治概略』での初出は、「地租改正ニ付人民心得書」

確認したら、 がそのデータを「地引絵図」「下調帳」と引き合わせ、 田畑持主共申合耕地へ臨ミ経界ヲ正シ銘々持地ノ反別ヲ取調」、村役人 畝杭へ更正後の反別と持主の姓名を書くこととした。 相違ないことを

八年一〇月三日)には、絵図作成の実際に関する記述が見える。 『大分縣地租改正指令日報』を出し、 その後、 県は小区を中心に実施された改正作業の疑問に答えるために、 回答している。その第一号 (明治

確認、 とも回答している。つまり、心得書第七条には、 出モ如何有之哉」との懸念があるため、「可成丈区内役員ニテ取扱可致 来セル者十カ一二ニ不過」、そのまま任せては「旧来ノ弊習隠田増歩改 の検査を受けることが「尤モ」であるが、「即今人民中地押絵図面等出 条例を出し、 たということになろう。地租改正事業に区切りがついた後も結局は地租 技術的な問題などから、 下調之儀ハ区戸長関係不致小前ニ於テ」調査し、簿冊作成の上、それら ていたことがわかる。また、同じく第二条への回答の中で、「実地竿入 回答していることから、当時大分県では一村図の制作のみを中心に考え 心得之為雛形ヲ以相示候マテニテ一筆毎ニ絵図面相製シ候ニハ不及」と に供すると同小区が考えているのに対し、県は「絵図面之義ハ竿ノ打方 から出されたものである。則ち、「図面ノ義ハ一筆ヲ紙半面ニ仕立別紙 つが既にここでも垣間見られるわけである。 、通相認メ村ノ大小ニ随ヒ一村分幾綴ニモ仕置」おいた上で、 それは心得書第二条に関するもので、第五大区一四小区(大野郡原村) 、そしてその確定に区戸長等が立ち会う形で指示されていたものが、 更正地図=土地台帳付属地図作製事業へとつながる原因の 実際には当初から区戸長らの立会いが求められ 当事者同士による境界 官の検査

図のみとした理由は、 できた。このことは 筆・字・村の各段階毎に図を作成している県もある中で、 ここでは一村図が大分県の地租改正地引絵図の中心であることが確認 「府県地租改正紀要」からも確認できる。 史料的制約もあって定かではない 大分県が村 他県では

### (更正図·付属地図関係

竣功後、 方で、 図=土地台帳付属地図であるとの回答が通常である。 されている最も古い地籍図はどれかと尋ねると、 られているので、ここでは省略するが、現代に至っても法務局等に備置 れであり、この件に関しては前掲の三河・川名論文に詳細な経緯が述 れに伴うこれまでの絵図類の更正が必要となった。大分県でも同様の流 地租改正事業は、全国規模の事業の割には比較的短期間で竣功した一 特に測量の精度、 明治一七年に地租条例が布告され、 遺漏地の多さが問題とされたという。 新たに土地台帳の備置とそ 大分県内ではこの更正 改正事業

### **4**残されてきた地籍図

にはいかなる特徴が備わっているかを、見ていきたい ここでは、 近年の調査研究および本調査において見いだされた地籍図

## (壬申地券地引絵図と地租改正地引絵図

い。(ほ)に川名両氏が確認した臼杵市の壬申地券地引絵図の事例を見ていきた河・川名両氏が確認した臼杵市の壬申地券地引絵図の事例を見ていきた があるだけで、 既に述べたように、 その仕様に関しての記述は見あたらない。 壬申地券作成時の地引絵図は、 作成を命じる一 そこで、 文

地租改正に関わる絵図九点を見出した。 も少なからず含まれているが、両氏はそれらを分類整理し、 料群」が保存されている。そのうち、明治初期の作成になる絵図地図類(エン) 臼杵市には現在大分県指定有形文化財に指定されている 「近世絵図資 壬申地券

さらには、 壬申地券作成が命じられた時期 両氏は、 当該期間中 天保・弘化年間に臼杵藩領内で実施された村絵図・浦絵図等 明治五年三月~同一一年七月に県下で大区小区制が布かれ(8) (明治八年三月)に小区内での合併が行われた事実と (明治五年七月) が重複していること、

且.

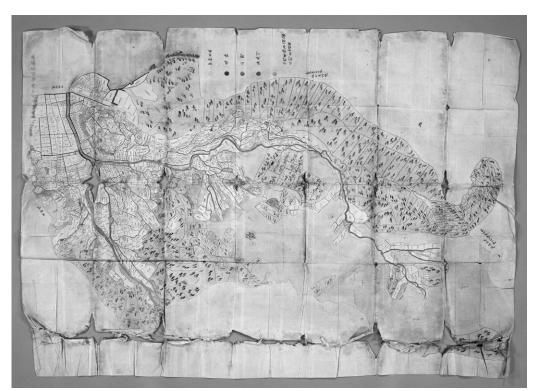
ŋ

国的 臼杵の場合、 作成事業の影響が見られるとして、 らに記載された年代から、 大分県立図書館等に見られる同地引絵図と特色が似ていることと、それ 地券地引絵図はその影響を読みとることができる。また、 絵図と特定した。 ,関連のある絵図であることを明らかにした そのデータを基礎に地券が発行された事例は大分県のみならず、 に見られることは既に佐藤甚次郎氏によって明らかにされているが(g) 弘化四年に精度の高い浦絵図を作成しており、 明治期の地籍図作成に近世絵図や検地帳が用いられた 地租改正地引絵図、 九点のうちから六点を壬申地券地引 もしくはその下書き等深 残りの三点は 沿岸の壬申

ては、 推定できないだろうか。 地番を一村丸ごと替えてしまわねばならないことも指示されていること から考えて、地引絵図に対しても下調帳同様の修正が求められていたと に脱漏した土地が発見された場合の指示が仰がれている。 ここで 指示が出されているが、 「改正日報」 の第 号第一二条を見ると、 絵図に関する指示は見られない。 壬申地券発行作業時 取調帳に関し

化を見てみたい。 絵図のうちから、 このことを確認するため、 海添村の両地引絵図 臼杵市所蔵の壬申地券地引絵図・地租改正 (写真1・ 2) を比較し、 その変

畑屋敷」 がない。 地租改正図では両者は区別され、 ることに気付く。 凡例であるが、 りも地租改正図 に同じ小区内の海添村と内畑村が合併したためで、壬申図(写真1)よ (写真5) まず一目瞭然なのは両絵図の描く範囲の違いである。これは明治 とされ、 しかし、 壬申図には凡例があり (写真2) の方が描かれた範囲が広くなっている。 例えば、 田畑と屋敷は同じ凡例で示されている 仔細に見ると、 田 畑・ 屋敷地についてである。 両者の間で彩色の意味が変えられてい 色分けされていることが見てとれる (写真3)、地租改正図には凡例 (写真4) 壬申図では「田



**第四大区十二小区臼杵村絵図**(臼杵市蔵) 写真1

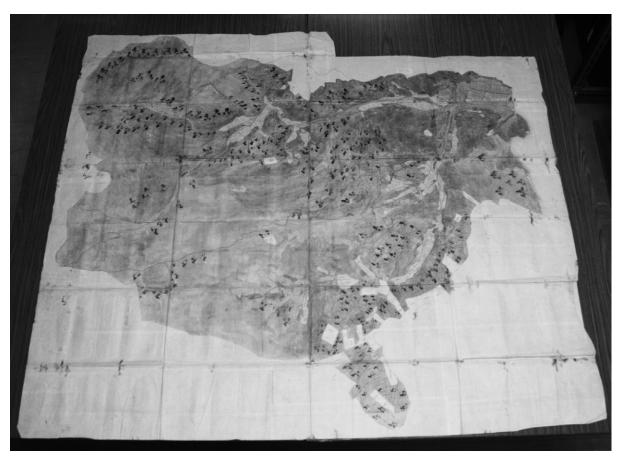


写真 2 海添村絵図(臼杵市蔵)



写真3 写真1の凡例拡大

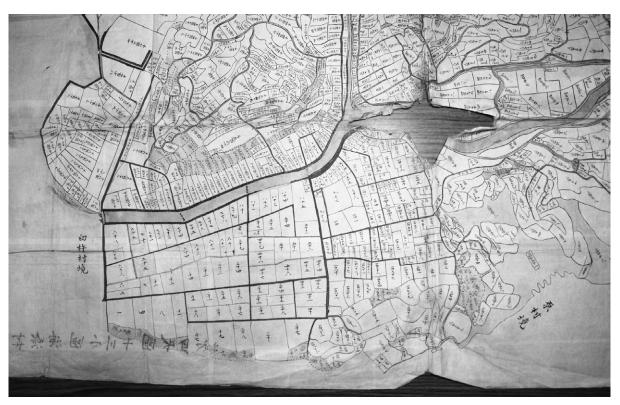


写真 4 写真 1 の部分拡大



写真 5 写真 4と同地域部分

二小区臼杵村絵図」(口絵6-⑥)にも見られるもので、この絵図の場合 申図では山林の地番は朱で書かれ、 が採られたものと思われる。この痕跡は同じ資料群にある「第四大区十 が与えられている。修正痕がないことから、作成当初からこの記入方式 筆扱いにしているものが、地租改正図では別筆とされ、それぞれに地番 照)。二つ目には、 と、壬申図では ている。 示されているが、地租改正図では一連の地番として区別無くふり直され を変更する意図があったのではないだろうか。 も修正後に書き込まれたものでないことから、 は屋敷地内に田畑が区画され、 先に見た地目の変更が地番の変更を招いたと考えられる。一例を挙げる また、地番についても違いが見られる。この要因として、 「田畑屋敷」として示されている場所が、 壬申図では、隣接する別区画の土地を印で結んで一 別の着色がなされている その他の地番とは別であることが明 当初から壬申図での地番 要因の三つ目として、 (写真4・5参 地租改正図で 一つ目には 壬

がわかる。 ものが地租改正時の基準に合わせて更正されつつ利用されていたこと 以上から、 取調帳のみならず、 地引絵図に関しても、 壬申地券発行時

#### おわりに

以上甚だ拙い内容ではあるが、 最後に残された課題を、大分県下の状

況を踏まえて述べ、了としたい。

でもある。 ある。調査を実施することは、 れを所蔵する機関においてすら十分に認識しているとは言い難い状況に なすものとして大変有意義である。 査が今後も是非必要であるということである。 まず、壬申地券発行・地租改正など、関連する史資料群の悉皆的 、認識を新たにしてもらえるチャンス作り しかし、 地籍図が持つ資料性は、 今回の調査はその端緒を な調 そ

> 地籍図だけではなく、 近代の歴史事象との関係のなかでとらえる必要がある。そのためには、 定種類の資料の調査だったが、これを地租改正から土地台帳整備までの もう一つは、前者の課題とも関わってくるが、 台帳類や布達、 覚書などの調査・分析が必要であ 今回は地籍図という特

る

成果を上げており、 をどのように保存していくかという大きな課題に行き当たらざるを得な のであるが、少なくとも、地籍図に基づいた研究はこれまでも多くの このように考えてくると、地籍図も含めた近代の歴史資料・公文書等 包括的な地籍図保存対策を講じるべき時ではないだろうか。 公文書管理法も公布された今、 国から地方に至るま

#### 註

で、

11

- 1 送大分歷史事典刊行本部編『大分歷史事典』 一九九〇年一二月刊所収)、 甚次郎 『明治期作成の地籍図』(古今書院・一九八六年)、大分県総務部総務課編 引用する「県治概略」はこれに依った。 略」(大分県総務部総務課編『大分県史史料叢書』4・5=一九八二年刊。 育委員会編『臼杵市所蔵絵図資料群調査報告書』 『大分県史 近代編1』(大分県・一九八四年刊)、河野昭夫「地租改正」(大分放 三河雅弘・川名禎「臼杵における地籍図類の作成経緯とその特色」 二〇〇五年三月刊所収)、 (臼杵市教 「縣治概 以下
- 2 明治五年九月五日の条(「縣治概略第二」)
- (3)「地券のさとし」(同年一○月二日)布達や説諭のための官員派遣 八日)が行われている。 (同年一一月
- $\widehat{\underline{4}}$ 前掲註(1)『大分県史 近代編
- 5 「縣治概略第四
- 6 明治六年七月一九日(「縣治概略第五」)
- (7) 「地租改正紀要 大分県」(明治文献資料刊行会編·発行 資料 別冊(9)Ⅲ』所収·一九六五年刊)。 『明治前期産業発達史
- 落遺跡詳細分布調査概報 豊後国都甲荘2』一九八九年、三九-四一頁ほか) ける地籍図の作成」(大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 前掲註(1)の三河・川名論文、出田和久「大字一畑小字地名図と大分県にお 『国東半島荘園村
- また、出田論文によると、 例えば、臼杵市管内の明治二二年前後の更正地図は、法務局に備置されている 豊後高田市内に所在したとされる都甲荘関係の地籍図

9

8

は大分地方法務局の豊後高田出張所に保管されているということである。

- 前掲註 (1)
- 前掲註(1)佐藤著書の三八頁等。 前掲註 (1)
- $\widehat{\underline{15}} \ \widehat{\underline{14}} \ \widehat{\underline{13}} \ \widehat{\underline{12}} \ \widehat{\underline{11}} \ \widehat{\underline{10}}$ 「縣治概略第七」
- $\widehat{17}$  $\widehat{16}$ 前掲註 (1) 前掲註 (1) 佐藤論文 同様の内容が、同日報第一号の第七条に記されている。
- 成一七年三月刊)参照。 当該史料群の詳細は、臼杵市教委編『臼杵市所蔵絵図史料群調査報告書』(平
- 壬申地券地引絵図に当たるのが「第四大区十三小区海添村」(整理番号②-045)、 前掲註(1)佐藤論文 臼杵市編 『臼杵市史 下巻』

地租改正地引絵図に当たるのが「海添村絵図」(整理番号②-230)

 $\widehat{19}$   $\widehat{18}$ 

(臼杵市教育委員会、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇一〇年九月二八日受付、二〇一〇年一一月三〇日審査終了)